

山 監 査 第 1 0 8 号
令和 6 年（2024 年） 9 月 2 6 日

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項及び山陽小野田市監査基準第 2 条第 1 項第 1 号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第 1 9 9 条第 9 項及び山陽小野田市監査基準第 1 6 条の規定により、その結果に関する報告書を次のとおり公表する。

山陽小野田市監査委員 江 本 勝 一

山陽小野田市監査委員 笹 木 慶 之

- 1 報告内容
別紙のとおり
- 2 報告書提出先
山陽小野田市長、山陽小野田市議会及び山陽小野田市選挙管理委員会
- 3 報告書提出年月日
令和 6 年 9 月 2 6 日

定期監査の結果に関する報告書

地方自治法第199条第4項及び山陽小野田市監査基準第2条第1項第1号の規定に基づく定期監査を実施したので、地方自治法第199条第9項及び山陽小野田市監査基準第13条第1項の規定により、監査の結果に関する報告を下記のとおり決定した。

記

1 監査の種別

定期監査

2 監査の対象

地域活性化室、市民窓口課、議会事務局及び選挙管理委員会事務局

3 監査の期間

令和6年8月19日から令和6年9月19日まで

4 監査の着眼点

定期監査に関する着眼点に基づき実施した。

5 監査の方法

今回の監査は、令和6年度に執行された事務事業を対象に実施した。監査に当たっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係書類を抽出し、調査するとともに、必要に応じて関係職員から事情を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した結果、次に掲げるものを除き、事務処理は適正になされているものと認められた。また、事務処理上の注意事項は、その都度関係職員に指摘している。

なお、監査結果に基づき又は監査結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を監査委員に通知されたい。

(1) 契約関係について

ア 文書収受が正しく行われていない。

山陽小野田市文書取扱規程第3条において、「文書は全て正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常に事務能率の向上に役立つよう処理しなければならない。」と規定されており、また第9条においては、主管課における文書の取り扱いを具体的に規定している。規程に基づき適正に処理されたい。

イ 見積合わせに関する事務が適正に行われていない。

見積合わせに関する書類の確認がされていない。随意契約にあたっては、令和4年11月21日山監第1526号に基づき、適正に対処されたい。

【地域活性化室】